

留萌市立病院食堂運営事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、留萌市立病院において、病院利用者のサービス向上及び職員の福利厚生を図ることを目的に、食堂運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 病院概要

(1) 施設名

留萌市立病院

(2) 所在地

留萌市東雲町2丁目16番地1

(3) 病院の規模

148床（一般144床、感染4床）

(4) 患者数（令和8年度予定数）

入院患者数 43,800人（1日平均：120.0人）

外来患者数 91,580人（1日平均：380.0人）

(5) 職員数（令和8年1月1日現在）

職員389人（非常勤職員等を含む）

※ その他100名程度の委託職員がおります。

(6) 外来診療日等

ア 診療日

月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び
年末年始（12月29日～1月3日）は休診。

イ 受付時間（一部受付時間が異なる診療科もあります）

8時15分～15時00分

(7) 面会時間

14時00分～15時45分（対面面会）

※ 現在、当院では感染対策の一環として、面会は完全予約制となっております。

3 業務概要

(1) 運営場所

留萌市立病院 6 階 ※資料「6 階平面図」参照

(2) 面積等

ア 厨房部分： 30.00 m² (占有・有償貸与範囲)

イ 食堂部分： 118.67 m² (一般用食堂・職員用食堂)

※ 「イ 食堂部分」については、病院が管理するフリースペース (共用部) として運用するため、行政財産使用料は発生しません (無償)。

(3) 座席数

一般用食堂： 25 席程度、職員用食堂： 20 席程度

(4) 営業日及び営業時間

診療日の 11 時 00 分から 14 時 00 分までを最小限としてください。なお、オーダーストップ (ラストオーダー) は 13 時 30 分とします。

(5) サービス内容

ア 可能な限り安価で、美味しく、栄養バランスの取れた食事を提供してください。

イ 可能な限り偏りが無いようなメニュー配分をしてください (日替わり等)。

ウ 病院利用者にとって利便性の向上に繋がるサービスを積極的に導入してください。

エ 職員に対するサービス (各部署への出前等) を検討してください。

オ 食材費や光熱水費等の著しい物価変動等により、提供価格の改定が必要となった場合は、病院と協議のうえ決定するものとする。

4 施設使用形態

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可 (以下「使用許可」という。) を受けて使用します。

(1) 使用許可の期間

令和 8 年 7 月初旬 (選定通知後、最短で 7 月 1 日を予定) から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

※ 選定通知後、速やかに使用許可の手続きを行い、準備期間を経て運営を開始していただきます。

※ 実際の営業開始日については、病院と協議のうえ決定します。

※ 運営状況が良好な場合は、1 年毎に更新可能。

(2) 使用上の制限

許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 使用許可の取消及び変更

公用・公共用での必要が生じたとき、又は許可条件に違反したときは取消等を行う場合があります。なお、留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年留萌市条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、当該施設が暴力団の活動に利用されると認められるときは、許可の拒否又は許可の取消しを行います。

(4) 自己都合による辞退

運営事業者の都合により許可期間の途中で運営を終了しようとするときは、原則として終了希望日の6か月前までに書面により申し出るものとする。

5 事業に要する経費

(1) 行政財産使用料

留萌市立病院公有財産規程（平成19年留萌市病院規程第23号）第19条第2項の規定に基づき、厨房占有部分のみ（30.00㎡）を対象として算定した額とします。

土地・建物使用料：月額27,523円

※ 上記金額は令和8年度の算定額です。

※ 次年度以降の更新にあたっては、土地単価の変動や建物の再建築費評点（固定資産評価基準に基づく評価）の見直しにより、使用料が改定（増減）される場合があります。

※ 経営状況等により管理者が必要と認める場合、減免措置を講じることがあります。なお、減免の適用を希望する場合は、経営状況を証明する書類（確定申告書の写し等）を添えて、使用許可期間満了の日の30日前までに減免申請書を提出するものとなります。

(2) 光熱水費

使用許可部分に係る光熱水費（電気・水道）は実費負担となります。

※ 電気、水道等の光熱水費については、設置された個別メーターに基づき、病院が別に定める算出方法により算定した額を、使用料とは別に病院が指定する期日までに毎月お支払いいただきます。

(3) 廃棄物処理費

事業運営に伴い発生する全ての廃棄物（生ごみ、プラスチック、紙・木くず、廃油等）については、運営事業者の責任において適切に分別・保管し、事業系廃棄物として自ら持ち帰るか、専門の収集運搬業者と直接契約を締結して処分するものとなります。

※ 病院の一般ごみ箱等への投棄は固く禁じます。

(4) 清掃・維持管理

ア 厨房内の日常清掃、害虫駆除、及びグリストラップ清掃は、運営事業者の責任と費用負担において行ってください。

イ 食堂部分（客席エリア）の日常的な維持管理（テーブルの清拭や床清掃等）は運営事業者の責任と負担において行ってください。

ウ 食堂内（厨房部分を除く）の床ワックス掛け及び窓清掃については、年に1回病院の負担で実施します。

(5) 備品・設備機器

ア 厨房設備及び備品（残置物）の提供

厨房内に設置されている厨房設備（コンロ、シンク、冷蔵庫等）及び備品については、前運営事業者の残置物であり、病院の資産ではありません。新規運営事業者の初期投資負担軽減を目的として、これらを現状有姿（現況のまま）で無償譲渡します。

※ 当該設備は設置から約25年が経過しており、仕様書、取扱説明書、及び過去の修繕履歴は現存しません。病院はこれらの動作保証、衛生状態の担保、及び欠陥に対する修繕義務を一切負いません。

※ 譲渡後は全て運営事業者の所有物となります。これらに係る維持管理、故障時の修繕、老朽化等に伴う更新（買い替え）、及び不要となった際の廃棄の一切の責任と費用は、運営事業者が負うものとします。

※ 事業を終了する際は、病院が承継を認めた場合を除き、運営事業者の責任と費用負担において速やかに撤去・処分を行うものとし、その費用を病院へ請求することはできません。

イ 備品（病院資産）の貸与

一般用食堂及び職員用食堂に設置されている備品（テーブル、椅子等）は病院の所有物であり、運営事業者に無償で貸与します。

（貸与備品一覧）

区分	名称	数量
1	木製テーブル（4人掛け）	6
2	折り畳み長テーブル	8
3	テーブル（色：青/白）	2
4	テーブル（色：赤/白）	2
5	小上がり用折り畳みテーブル	4

6	テーブル（小）	1
7	椅子（木製）	18
8	椅子（子ども用）	2
9	椅子（色：赤）	10
10	椅子（色：青）	20
11	パーテーション	1

※ 運営事業者は、貸与された備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

※ 故意又は過失により破損・紛失した場合は、運営事業者の負担において修理又は同等品を補充するものとします。

※ 事業を終了する際は、清掃のうえ病院へ返還するものとします。

ウ 新規導入の取り扱い

事業運営上、新たに必要となる設備、備品、食器類及び消耗品等については、運営事業者の負担で準備するものとします。なお、大型設備の搬入又は設置にあたっては、事前に病院の承認を得るものとします。

6 応募資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人事業者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 暴力団排除に関する要件

次のいずれにも該当しないこと。なお、適格性の審査にあたっては「留萌市契約における暴力団等排除措置要綱」の例によるものとします。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

イ 留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年留萌市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）。

ウ 留萌市契約における暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国及び地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 飲食店等の運営実績を有する、又はこれと同等の運営能力や熱意を有し、安定的・継続的な運営が期待できること。
- (7) 営業に関し、法律上必要とされる資格（調理師、食品衛生責任者等）及び免許を有する者を従事させることができる者であること。
- (8) 食品衛生法、調理師法等に基づき、過去3年以内に行政処分を受けていないこと。
- (9) 健康保険、厚生年金、雇用保険等の届出義務を適切に履行していること。

7 運営上の遵守事項

運営事業者は、安全かつ円滑な運営のため、次の事項を遵守してください。

- (1) 衛生管理
食品衛生法の法令を遵守し、食中毒等の事故防止に努めること。
- (2) 健康管理
調理従事者の健康状態に留意し、必要に応じて検便を実施するなど、病院と協力して衛生レベルの維持に努めること。
- (3) 保健所対応
保健所の立入検査が行われた際は、その結果を病院へ報告すること。
- (4) 保険加入
万一の事故に備え、適切な賠償責任保険に加入すること。
- (5) 暴力団排除の徹底（条例第6条関連）
 - ア 事業運営に伴う全ての契約（下請契約、資材購入等）において、暴力団員又は暴力団関係事業者を相手方としないこと。
 - イ 業務履行にあたり暴力団等から不当介入（合理的理由のない要求や妨害）を受けたときは、速やかに病院へ報告するとともに、警察へ通報すること。

8 質問及び回答

- (1) 質問の受付期間

質問がある場合は、令和8年5月27日（水）までに、様式第4号により、持参又は電子メールでお問合せください。

(2) 回答方法

お問合せいただいた内容のうち、応募者全員に関わる重要な事項については、当院のホームページへ速やかに掲載するか、各応募者へメール等で共有します。

9 現地確認

厨房設備及び客席の現地確認を希望する場合は、あらかじめ担当までご連絡ください。日時の調整を行います。

10 応募書類の提出

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午必着

(2) 提出場所・方法

留萌市立病院事務部総務課管理係へ持参又は郵送してください。

(3) 提出書類（各1部）

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号又は任意様式）

ウ 営業実績がわかる資料（任意様式）

※ 過去の運営店舗の概要、写真、メニュー表等（企画提案書項目①の具体的な根拠となる資料）

エ 納税証明書（市町村税、国税に滞納がないことの証明）

オ 食品衛生責任者又は調理師免許の写し

カ 誓約書（様式第3号）

11 選定方法

提出された書類及びヒアリング（必要に応じて実施）により、「留萌市立病院食堂運営事業者選定委員会」において、以下の評価基準により総合的に審査し、最も適切な運営事業者を選定します。なお、選定にあたっては留萌市契約における暴力団等排除措置要綱第13条の規定に準じ、警察機関への属性照会を行う場合があります。

【選定評価項目及び配点】

審査は、提出された企画提案書の項目に沿って以下のとおり実施します。

評価項目	評価の視点
①運営実績・経営能力	飲食店等の運営実績、又は具体的な運営・人員確保計画があり、安定的・継続的な運営を期待できるか。
②メニュー・提供価格	メニューは豊富か。安価で美味しく、栄養バランスの取れた食事が提供されているか。
③サービス向上策	病院利用者（高齢者・患者等）への配慮、支払方法の多様化など利便性向上の工夫があるか。
④職員福利厚生	職員・委託職員向けの割引設定や各部署への出前サービス等、福利厚生への寄与が期待できるか。
⑤運営・衛生管理体制	営業時間の遵守、人員配置、清掃・食中毒対策、不当介入への対応体制（暴排）は適切か。
⑥地域貢献・その他	地産地消の取組や、病院食堂としての熱意、独自の工夫があるか。

【選定に関する重要な注意事項】

- (1) 合格基準点：審査の結果、合計換算得点が6割（60点）に達しない場合は、応募者が1社であっても選定しません。
- (2) 特定項目の足切り：合計得点に関わらず、評価項目のうち、いずれかの項目において評価点（委員平均）が配点の2割以下である場合は、運営能力が著しく欠如しているものと判断し、不採用とする場合があります。
- (3) 欠格条項：資格審査において、留萌市契約における暴力団等排除要綱に基づく不適格事由が判明した場合は、審査の対象外（失格）とします。
- (4) 結果通知：選定結果は、全ての応募者に対し書面により通知します。なお、審査の経過及び個別の評価点数に関する問い合わせには一切応じられません。

12 お問い合わせ先

〒077-8511

留萌市東雲町2丁目16番地1

留萌市立病院事務部総務課管理係

TEL：0164-49-1011（内線1011/1153）

FAX：0164-43-0337

メール：soumu@rumoi-hp.jp